

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：放送法及び電波法の一部を改正する法律案

規制の名称：放送事業者の業務管理体制の確保に係る規定の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省情報流通行政局放送政策課

評価実施時期：令和5年2月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現在、放送法（昭和25年法律第132号）及び同法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）では、自然災害・停電等の外部要因による基幹放送の放送事故の発生を防止するため、技術基準を定め、これにより認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（以下「基幹放送事業者等」という。）に対し、その基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（以下単に「電気通信設備」という。）に係る耐雷対策、耐震対策、停電対策等の各種対策の実施を求めている（放送法施行規則第107条から第115条の2まで）。

また、放送事故は、基幹放送事業者等の社員による設備の操作ミス等の人為的要因により生ずる場合や、外部要因による放送事故について適切な対応を怠ったために長期化・重大化させる場合があるところ、現行制度においては、基幹放送の業務の認定・認定更新又は基幹放送局の免許・再免許（以下「認定等」という。）（認定更新又は再免許は基本5年ごと）のタイミングで、人為的要因による放送事故の防止等のための業務管理体制の確保について確認するため、基幹放送事業者等の「技術的能力」を審査している（放送法第93条第1項第2号及び第3号並びに電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項第1号、第3号及び第4号イ）。

しかしながら、人為的要因による放送事故が継続して発生し、基幹放送を取り巻く経営環境変化（放送設備のIP化・クラウド化・集約化等）のスピードが速まる中、現行の基本5年ごとの「技術的能力」の審査のみでは、基幹放送事業者等の業務管理体制の確認が十分とは言えない状況となっている。さらに、経営の効率化を進める中で、外部に電気通信設備の運用の一部を委託するケースの増加も想定される中、委託先における業務管理体制の不備や基幹放送事業者等による委託先に対する監督の不徹底、連絡体制の不備等に起因すると考えられる放送事故も少なからず見られる状況ともなっている。

そこで今回は、現行制度を維持することにより、委託先を含めた電気通信設備の運用に係る業務管理体制の確保が不十分となり、人為的要因による放送事故が増加してしまう場合をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

- ・ 近年、自然災害・停電等の外部要因のほか、基幹放送事業者の設備の操作ミス、不適切な故障対応等の人為的要因による基幹放送の放送事故も多発している（過去3年間における人為的要因による重大事故の発生件数は次のとおり。令和元年度：1件、令和2年度：3件、令和3年度：6件）。また、その中には、委託先における業務管理体制の不備や基幹放送事業者等の委託先に対する監督の不徹底、基幹放送事業者等と委託先との連絡体制の不備に起因すると考えられる事故も散見される。
- ・ 現在、放送法及び電波法では、基幹放送事業者等に対し、電気通信設備の技術基準適合及び基幹放送の業務の維持に係る技術的能力（業務管理体制の確保）を求めているが、基幹放送事業者等を取り巻く経営環境の急速な変化（放送設備のIP化・クラウド化・集約化等）への対応や、年々厳しくなる経営状況の中での経営の効率化も見据え、放送事故を減少させるための体制を整備する必要がある。

【課題解決手段の検討】

- ・ 基幹放送事業者等を取り巻く経営環境が年々急速に変化する中、基幹放送事業者等が基幹放送の放送事故を減少させ、適正かつ確実に業務を遂行してその社会的役割を果たしていくためには、従前のように基幹放送事業者等の業務管理体制の確保を自主性に委ねるのではなく、法律上に必要な規律を設け、総務大臣がその履行を適時確認等することも必要となる。
- ・ 現在、放送法及び電波法では、
 - ① 認定等の審査において電気通信設備の技術基準適合を要件の一つとしており、また、基幹放送事業者等に対して電気通信設備の技術基準適合維持義務を課している。他方で、電気通信設備の運用に係る業務管理体制の確保については、認定等における審査要件の一つとしているのみで、基幹放送事業者等に対して当該業務管理体制の確保を維持する義務を課していない。
 - ② 電気通信設備に関し、技術基準適合維持義務の履行の確保に当たり、基幹放送事業者等に重大事故発生時の総務大臣への報告義務を課し、また、基幹放送事業者等に対する総務大臣による業務改善命令及び報告徴求を規定しているが、当該業務管理体制の確保に当たってはいずれも対象としていない。
 - ③ 日本放送協会以外の基幹放送事業者等については、基幹放送局設備を構成する設備のうち、無線設備（電波の送受信のための電気通信設備）の運用の委託を禁止しているのみで、その他の電気通信設備の運用の委託については制限していない。人為的要因による放送事故を改善する方策の一つとして、当該運用の委託を禁止する方法が考えられるが、基幹放送事業者等（特にローカル局）の経営環境は年々厳しくなっており、経費節減のため、当

該運用を委託するケースが相当程度見込まれ、これを禁止することは基幹放送事業者等の経営をさらに圧迫することになりかねない。そこで、基幹放送局の免許（又は基幹放送の業務の認定）の審査時の当該運用の委託の状況や当該免許（又は認定）の期間内での当該運用の委託先等の変更状況を把握するとともに、基幹放送事業者等に対し、委託先での電気通信設備の運用に係る業務管理体制の確保についても維持義務を課すことが考えられるが、現行制度上は可能となっていない。

また、現行法上では、基幹放送事業者等が、認定を受けずに、基幹放送に用いられる電気通信設備の概要等を変更してはならないこととしており、これを行った場合の罰則規定を置いているが、仮に、基幹放送事業者等が当該設備の運用を委託し、認定等を受けずに当該委託先氏名を変更した場合に適用される罰則規定は置いていない。

- ・ よって、以下のとおり規制を拡充する必要がある。

【規制の内容】

- ① 基幹放送事業者等に対し、電気通信設備の運用について、委託先も含めた業務管理体制の維持義務を課す。
- ② 基幹放送事業者等に対して報告義務を課している重大事故の対象に当該業務管理体制の不備に起因する事故を追加するとともに、基幹放送事業者等に対する業務改善命令及び報告徴求事項に当該業務管理体制に関する事項を追加する。
- ③ ①に伴い、認定等の申請事項に、電気通信設備の運用に係る委託先の名称等を追加する。併せて、当該認定等や変更許可を受けることなく、当該委託先を変更した場合の罰則の規定を設ける。

3 直接的な費用の把握

- ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

- ①について

本規制の導入によって追加される業務管理体制の確保の維持義務を履行するために必要な取組内容（要員の適正配置、緊急連絡体制の整備等）は、基幹放送事業者等が適正かつ確実に業務を遂行するために既に行っている内容であるため、本規制の導入による新たな遵守費用は特段想定されない。

②について

本規制の導入によって追加的に発生する作業として、基幹放送事業者等は、

- ・ 業務管理体制に起因する重大事故が発生した際にはその旨及び理由又は原因を総務大臣に報告し、
- ・ 業務管理体制が基準に適合するように改善すべきことを命じられた際には改善策等を検討・実行し、
- ・ 業務管理体制について報告若しくは検査が求められた際には必要な情報の提出若しくは検査への対応を行う

ことが想定される。

当該対応に係る費用について一律に示すことは困難であるが、上記対応のために一時的に 72 時間、担当者 2 名が追加されるものとする、規制の対象となる基幹放送事業者等 1 社あたりの平均的な費用は、以下ようになる。

$2,570 \text{ 円 (担当者の時給)} \times 72 \text{ 時間 (作業に要する時間)} \times 2 \text{ 人 (実際に作業を行うと考えられる人数)} = 370,080 \text{ 円}$

※ $4,330,000 \text{ 円 (令和 2 年分民間給与実態統計調査 (国税庁) の平均給与額 (年間))} \div 1,685 \text{ 時間 (令和 2 年度労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間数)} \div 2570 \text{ 円}$

仮に、重大事故が過去 3 年で最も多かった令和 3 年度と同じ件数発生した場合、全体に係る遵守費用は最大で以下ようになる。(ただし、①の維持義務の創設により事故の発生件数は減少する可能性もある。)

$370,080 \text{ 円 (1 社あたりの平均的な費用)} \times 6 \text{ 件 (令和 3 年度における人為的要因による重大事故発生件数)} = 2,220,480 \text{ 円}$

③について

基幹放送事業者等は、本改正に伴い認定等の申請の際に、従前のものから追加して、電気通信設備の運用の委託に係る事項を記載して申請書を提出することとなるが、単に実際に委託先の名称や連絡体制を記入させる等に過ぎず、基幹放送事業者等に対して何らかの措置を講じることを新たに求めるものではないことから、本規制の導入によって追加的に発生する作業は、提出用の書式への記入等が想定される。

当該提出に係る資料の作成・提出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、資料の確認・記入作業や提出作業に 4 時間、担当者 2 名が追加されるものとする、規制の対象となる基幹放送事業者等 1 社あたりの平均的な費用は、以下ようになる。

$2,570 \text{ 円 (担当者の時給)} \times 4 \text{ 時間 (作業に要する時間)} \times 2 \text{ 人 (実際に作業を行うと考えられる人数)} \times 1/5 \text{ 回 (年間回数)} = 4,112 \text{ 円}$

※ $4,330,000 \text{ 円 (令和 2 年分民間給与実態統計調査 (国税庁) の平均給与額 (年間))} \div 1,685 \text{ 時間 (令和 2 年度労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間数)} \div 2570 \text{ 円}$

※ 基幹放送事業者の認定更新及び基幹放送局の再免許は 5 年ごとに行われるため、年間回数は 1/5 回となる。

仮に、基幹放送事業者等（認定基幹放送事業者 42 社、特定地上基幹放送事業者 534 社及び基幹放送局提供事業者 3 社）全てが認定期間及び免許期間において 1 回の提出を行った場合、全体に係る遵守費用は以下ようになる。

4,112 円（1 社あたりの平均的な費用）× 579 社（基幹放送事業者等の総数）= 2,380,848 円

【行政費用】

①について

本規制の導入によって追加される業務管理体制の確保の維持義務を履行するために必要な取組内容（要員の適正配置、緊急連絡体制の整備等）は、基幹放送事業者等が適正かつ確実に業務を遂行するために既に行っている内容であるため、これに係る基幹放送事業者等の認定時等の審査についても、本規制の導入による新たな行政費用は特段想定されない。

②について

本規制の導入によって、行政においては、

- ・ 業務管理体制に起因する重大事故が発生した際にはその報告を受け、
- ・ 必要ときには業務管理体制が基準に適合するように改善命令を行い、
- ・ 業務管理体制について報告徴求及び立入検査を行う

こととなるところ、基本的に設備（現行法における技術基準適合維持義務の対象）に係る現在の体制にて対応を行い、以下のとおり、行政費用の増加は限定的となると思われる。

当該対応に係る費用について一律に示すことは困難であるが、改善命令及び立入検査等の上記対応のために一時的に 72 時間、担当者 2 名が行うものとする、規制の対象となる基幹放送事業者等 1 社あたりの平均的な行政費用は、以下ようになる。

3,296 円（担当者の時給（※））× 72 時間（1 社あたりの対応に要する時間）× 2 人（担当者の人数）= 474,624 円

※ 3,296 円 = 6,642,000 円（令和 2 年の行政職俸給表（一）における年間給与（人事院））÷ 2,015 時間（7.75 時間 × 5 日 × 52 週）

仮に、重大事故が過去 3 年で最も多かった令和 3 年度と同じ件数発生した場合、全体に係る行政費用は最大で以下ようになる。（ただし、①の維持義務の創設により事故の発生件数は減少する可能性もある。）

474,624 円（1 社あたりの平均的な費用）× 6 件（令和 3 年度における人為的要因による重大事故発生件数）= 2,847,744 円

③について

認定等の申請の審査においては、電気通信設備の技術基準適合性に関する要件審査を行っているため、認定等の審査の際に追加的に行うに過ぎないが、委託先に係る記載について事業者等に確認することも必要になり得るため、追加費用が発生することも想定される。費用は一律に示すことは困難であるが、仮に、認定・免許期間において 1 回提出された資料に基づき当該審査を行うための作業に 1 社あたり 4 時間、担当者 2 名が追加されるものとする、規制の対象となる基

幹放送事業者等 1 社あたりの平均的な行政費用は以下になる。

$3,296 \text{ 円} (\text{担当者の時給} (\ast)) \times 4 \text{ 時間} (1 \text{ 社あたりの審査に要する時間}) \times 2 \text{ 人} (\text{担当者の人数}) \times 1/5 \text{ 回} (\text{年間回数}) \doteq 5,274 \text{ 円}$

※ $3,296 \text{ 円} = 6,642,000 \text{ 円} (\text{令和 2 年の行政職俸給表 (一) における年間給与 (人事院)}) \div 2,015 \text{ 時間} (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週})$

※ 基幹放送事業者の認定更新及び基幹放送局の再免許は 5 年ごとに行われるため、年間回数は 1/5 回となる。

仮に、基幹放送事業者等（認定基幹放送事業者 42 社、特定地上基幹放送事業者 534 社及び基幹放送局提供事業者 3 社）全てが認定期間及び免許期間において 1 回の提出を行った場合、全体に係る行政費用は以下になる。

$5,274 \text{ 円} (1 \text{ 社あたりの平均的な行政費用}) \times 579 \text{ 社} (\text{基幹放送事業者等の総数}) = 3,053,646 \text{ 円}$

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和でないため、該当せず。)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制に伴う副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(本規制の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていない。)

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- ・ 「設備の運用の委託に係る事項」を記載した申請者数（毎年度）
- ・ 人為的要因による放送事故の発生件数（毎年度）
- ・ 委託先に起因する放送事故の発生件数（毎年度）